

平成29年9月  
定例教育委員会会議

会 議 録

平成29年9月1日開催

# 会 議 録

開催日時	平成29年9月1日（金）		午後3時30分 開会 午後4時22分 閉会																												
場 所	旭川市教育委員会 会議室																														
出席者	教育長 及び委員	教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保																													
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td>野崎 幸宏</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td>大鷹 明</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>田上 和敏</td> <td>社会教育部次長</td> <td>松田 嗣敏</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>山川 俊巳</td> <td>社会教育課長</td> <td>樽井 里美</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>林上 敦裕</td> <td>科学館長</td> <td>伊藤 豊</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長</td> <td>原 伸之</td> <td>文化ホール担当課長</td> <td>八木 治樹</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>佐々木 康成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主幹</td> <td>菅藤 真由美</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	野崎 幸宏	社会教育部長	大鷹 明	学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	松田 嗣敏	学校教育部次長	山川 俊巳	社会教育課長	樽井 里美	学校教育部次長	林上 敦裕	科学館長	伊藤 豊	適正配置担当課長	原 伸之	文化ホール担当課長	八木 治樹	教職員担当課長	佐々木 康成			教育指導課主幹	菅藤 真由美		
		学校教育部長	野崎 幸宏	社会教育部長	大鷹 明																										
学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	松田 嗣敏																												
学校教育部次長	山川 俊巳	社会教育課長	樽井 里美																												
学校教育部次長	林上 敦裕	科学館長	伊藤 豊																												
適正配置担当課長	原 伸之	文化ホール担当課長	八木 治樹																												
教職員担当課長	佐々木 康成																														
教育指導課主幹	菅藤 真由美																														
事務局員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">教育政策課主査</td> <td>中村 星子</td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td>阿部 由里夏</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>高野 由布紀</td> </tr> </table>		教育政策課主査	中村 星子	教育政策課	阿部 由里夏	同	高野 由布紀																							
教育政策課主査	中村 星子																														
教育政策課	阿部 由里夏																														
同	高野 由布紀																														
傍聴者	0人																														
公開・非公開の別	一部非公開																														
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について</li> <li>・議案第2号 平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由の公表について</li> <li>・報告第1号 平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市議会経済文教常任委員会の報告について</li> <li>(2) 平成29年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会の開催結果について</li> <li>(3) 東栄小学校及び関連する小・中学校の通学区域の変更について</li> <li>(4) 旭川市立学校職員の懲戒処分について</li> <li>(5) 平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について</li> </ol> </li> <li>6 その他</li> <li>7 閉会</li> </ol>																														

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>本日は、本田委員から欠席する旨の届出がありました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数が出席しており、会議は成立いたしますので、ただいまから、平成29年9月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成29年5月定例教育委員会会議（平成29年5月23日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。なお、本田委員からはこの内容で良い旨の内諾を得ております。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、平成29年5月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成29年5月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、平成29年6月定例教育委員会会議（平成29年6月6日開催）、平成29年7月定例教育委員会会議（平成29年7月19日開催）及び平成29年8月定例教育委員会会議（平成29年8月10日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成29年6月定例教育委員会会議、平成29年7月定例教育委員会会議及び平成29年8月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について」、議案第2号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択理由の公表について」、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（4）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（5）「平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>

各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について」、議案第2号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書採択理由の公表について」、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（4）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（5）「平成29年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載に係る照会に対する回答について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p>
	林上	学校教育部次長	<p>平成29年7月31日付けから平成29年8月17日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありますので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>主なものといたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が11名、非常勤嘱託職員が1名となっております。</p>
教	育	長	<p>報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
			<p>《 報 告 事 項 》</p>
教	育	長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。</p>
	学	校教育部長	<p>経済文教常任委員会は、平成29年8月23日に1日間の日程で開催され、1人から質問がございました。</p> <p>民主・市民連合の品田委員から、小中学校教職員の働き方改革に関して、札幌市でお盆を中心に3日間の閉校日を設けたことを踏まえ、旭川市の実施状況、教職員からの要望はないのか、取り組む予定はあるのかといった内容の質問がございました。</p> <p>札幌市については、お盆の3日間のうち任意の日を夏季休校日として設定し、連続した休暇を取った学校があることは把握しているが、旭川市では行っていないこと、教職員からは具体的な要望はきていないが、この件についてはこれから全国的な課題となっていくと思うので、他都市の動向などを踏まえながら検討を進めてまいりたい旨、答弁いたしております。</p>
教	育	長	<p>報告事項（1）「市議会経済文教常任委員会の報告について」、御意見、御質問等はありませんか。</p> <p>教員の働き方改革に関して、札幌市がお盆の時期を休みにしたという先行的な事例を受けての質問でした。</p>
杉	山	委 員	<p>大した事例ではないと思いますが、教育の質を高めるためには、働き方をより効率的にするような仕組みを作らないといけないと思います。やはり、先生にも家に帰って勉強を続けるという姿勢がないと、子どもはそう</p>

教 育 長	<p>いうことを敏感に感じ取ってしまいます。</p> <p>そうですね。子どもと向き合う時間がいろいろなものに取りられて、少なくなってしまう。</p>
杉 山 委 員 滝 山 委 員	<p>人はなかなか増やせないで、仕事を割り切って減らすしかありません。</p> <p>先日、勤務時間の把握を求める緊急提言がありましたが、学校の先生の勤務時間は、タイムカードで管理しているのですか。</p>
山川学校教育部次長 滝 山 委 員	<p>タイムカードはありません。</p> <p>労働基準法において、時間外についてはいろいろと決められています。学校の先生は労働基準法の適用外なのですか。</p>
山川学校教育部次長	<p>時間外の割増賃金の規定が適用除外となっており、教職調整額として支給されています。</p>
教 育 長 山川学校教育部次長 滝 山 委 員	<p>土日の部活動は勤務時間に入らないのですか。</p> <p>時間外勤務の調査には勤務時間として入っていると思います。</p> <p>例え手当が出ていたとしても、基準に定められた時間を超過してはいけませんよね。医者についても、当番医や当直も含めて労働基準法の規定内に入れようとしています。規定に入るようにすると医者の数が足りず、5年間の猶予期間を設けるという話になっています。労働基準監督署は、今後は医者も規定に含める方向性です。学校の先生も自宅で勉強した分は含まないとしても、少なくとも学校にいる時間は手当の対象になるとはいえ、時間外勤務に含まれるはず。過労により倒れたり、過労死の問題も出てきているのでなかなか厳しい時代だだと思います。</p>
杉 山 委 員 学校教育部長 滝 山 委 員 教 育 長	<p>旭川市の先生方全体の平均時間外勤務は月にどのくらいですか。</p> <p>手元に資料がないので分かりません。</p> <p>時代が時代ですから、把握した方が良いでしょう。</p> <p>先生の数が増えるというのが一番良いのですが、国の考え方はそうっていない状況です。なかなか難しく大きな課題だと思います。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（１）「市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（２）「平成２９年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会の開催結果について」、報告願います。</p>
林上学校教育部次長	<p>本研修会は、６月に策定しました「旭川市小中連携・一貫教育推進プラン」を理解し、小中連携・一貫教育の取組につきまして協議を行い、今後の取組に生かすことなどを目的として、８月７日に開催しました。参加者数は、教員や事務局職員等も合わせまして、合計２６７名でした。</p> <p>本研修会では、小中連携コーディネーターや教育政策課職員が推進プランを説明しました。なお、８月３日に開催された「平成２９年度旭川市小・中学校長法制研修会」におきましても説明しておりますので、推進プランの理解が図られたものと考えております。</p> <p>また、複数の小学校の通学区が入り組む東陽中学校区の教員が取組発表を行い、本市のこれまでの着実な取組について、参加した教職員がより一層実感することができたと考えております。</p> <p>さらに、中学校区でのワークショップでは、通学区ごとに分科会に分かれ、中学校区の小・中学校の共通の課題や目標について、熱心に協議・交流を行いました。</p> <p>今後は、本研修会の成果を生かしながら、推進プランに基づき、各中学校区がプラン実践シートを作成し、目標を持って取組を促進できるようにしていきたいと考えております。取組を促進していくためには、中学校区の小・中学校が、それぞれの学校の重点目標に中学校区で設定した目標を位置付け、推進体制を整備して進める必要があるものと考えており、小中連携コーディネーターが学校訪問を実施し、各中学校区の取組を支援して</p>

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

適正配置担当課長

教 育 長

まいりたいと考えております。

また、9月4日に開催されます小中合同校長会議におきまして、プラン実践シートの作成について依頼するなど、今後につきましても丁寧に進めていきたいと考えております。

なお、研修会に参加できなかった教職員への情報提供や、校内研修等での活用ができますよう、研修会の様子を録画したDVDを各学校の方に貸出しをしております。

また、研修会の参加者にアンケート調査を実施し、現在、集約しておりますので、その結果につきましては、後日報告申し上げたいと考えております。

報告事項(2)「平成29年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会の開催結果について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(2)「平成29年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会の開催結果について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「東栄小学校及び関連する小・中学校の通学区域の変更について」、報告願います。

「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、一つの小学校から複数の中学校に進学する状況を解消するため、保護者及び関係市民委員会・町内会の意向を確認しながら通学区域の見直しを検討してきましたが、このたび、東栄小学校及び関連する小・中学校の通学区域につきまして、見直し(案)を取りまとめましたので、御報告いたします。

現在、東栄小学校を卒業する児童が、東陽中学校、光陽中学校、東光中学校の三つの中学校に進学している状況を、見直し後は全員が東陽中学校へ進学するよう、関係する小・中学校の通学区域を変更するものです。

変更日は、平成30年4月1日とし、同日以降に入学又は転学する児童生徒から対象とします。また、見直しに伴う児童生徒の負担を軽減するため、経過措置を設けます。

資料2の地図中、太い線で囲まれています①から⑤と表示されている地域が、現在の東栄小学校の通学区域となっております。東栄小学校を卒業後、⑤の地域が東陽中学校へ、①・②・④の地域が光陽中学校へ、③の地域が東光中学校へ進学する状況となっております。これを、見直し後は、①の地域は、東町小学校・光陽中学校、②・③の地域は千代田小学校・東光中学校、④の地域は東栄小学校・東陽中学校となるよう、それぞれ変更します。なお、⑤の地域については、東栄小学校・東陽中学校で変更はありません。

次に、見直しに伴う経過措置ですが、三つの項目について設定します。

一つ目は、変更日より前に入学・転学している児童生徒は卒業までその学校に通学できるようにします。二つ目は、変更日より前から①から④の地域に継続して居住している児童生徒は、希望する場合、見直し前の学校へ入学できるようにします。三つ目は、変更日より前から継続して①から④までの地域に居住し、かつ、東栄小学校を卒業する児童は、希望する場合、東陽中学校へ入学できるようにします。

見直し(案)の取りまとめに当たりましては、資料1の「2 これまでの経緯」にもありますが、東栄小学校のPTA、保護者への説明やアンケートの実施、関係市民委員会・町内会への説明を行うなど、保護者や地域住民の意向を確認しながら行っております。

今後は、教育委員会会議へ旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部改正案の提出、保護者・地域住民への周知文の配布やホームページへの掲載など、来年度からの通学区域の変更に向けた準備を進めてまいります。

報告事項(3)「東栄小学校及び関連する小・中学校の通学区域の変更について」、御意見、御質問等がありますか。

滝山委員	東栄小学校の通学区域が④と⑤の地域だけになるということは、東栄小学校の学校規模が小さくなるということですか。
適正配置担当課長	面積的には小さくなりますが、児童数を考えるとそれほど減らないと考えています。学級数で言いますと、現在は13学級あり、このままの通学区域では12学級が続き、変更後の通学区域では平成32年度までは12学級、平成33年度からは11学級になる見込みとなっており、ほぼ現在の規模を維持できるものと考えております。
近藤委員	経過措置の2番目に「平成30年4月1日より前から①から④の地域に継続して居住している児童生徒は、希望する場合、見直し前の小・中学校に入学できます。」とありますが、継続して居住というのはどのくらいの期間なのでしょう。例えば、現在見直し前の通学区域に住んでいる2・3歳の子で、小学校に入学するのが4年後ということでも見直し前の学校に入学できるのですか。
適正配置担当課長	そうです。見直し前から住んでいて、入学するときもお住まいになっている方は見直し前の通学区域の学校に入学できるという考え方なので、今住んでいたとしても、別の場所に引っ越して、また入学する前に引っ越してきた方は対象になりません。継続してお住まいになっている方が対象になります。極端なことを言うと、平成30年3月31日に引っ越して来られた方も認めましょうということになります。
近藤委員	それでは、経過措置は最大で平成30年4月1日からおおむね6年から7年ということですね。
適正配置担当課長	小学校はそうなりますが、中学校がありますので、9年間くらいは対象となります。
教育長	小学校と中学校の連携や、地域と一致したより分かりやすい通学区域にするための変更ということですね。
適正配置担当課長	分断された市民委員会は残るのですが、町内会は分断されない形で見直しをしています。
教育長	今までは町内会が分断されていたのですね。
適正配置担当課長	はい。豊岡4条3丁目、豊岡3条3丁目辺りは町内会を分断している形になっているので、そこは解消できるものと思っています。
教育長	やはり地域と学校の連携がよりやりやすくなるようにということと、小中連携も意識してということになります。
各委員	他に御意見、御質問等がありますか。
教育長	ありません。
各委員	それでは、報告事項(3)「東栄小学校及び関連する小・中学校の通学区域の変更について」は、報告を受けたこととします。
	《その他》
教育長	他に、何かありますか。
各委員	ありません。
事務局職員	ありません。
	《秘密会》
教育長	ここからは、秘密会といたします。
	【以下、非公開】